102 条園から見た子ども・子育て支援新制度について

平成 26 年 11 月 27 日

１０２条園委員会
委員長　　葉本　喜信

【はじめに】

102 条園委員会では、9 月 17 日（水）に開催した研修会において、文部科学省初等中等教育局幼児教育課 相原康人専門官をお招きし、行政報告を行いました。それを受け、本委員会では『102 条園における子ども・子育て支援新制度』について基本的な考え方を以下のとおりにまとめました。

すでにご存じのこととは思いますが、本案内が今後の運営方法についてお考えいただく際の一助となり、子ども・子育て支援新制度について、より理解を深めていただける機会となれば幸いです。

【基本的な考え方】

①102 条園が平成 27 年度もしくは、平成 28 年度以降に『みなし確認』を受ける場合

〇宗教法人立の場合

- 平成 27 年度に「みなし確認」を受けることが可能
- 平成 28 年度以降も市町村の「確認」を受けることが可能

〇個人立の場合

- 平成 27 年度に**限り**、「みなし確認」を受けることが可能
- 平成 27 年度に別段の申し出を行い、平成 28 年度以降に市町村の「確認」を受ける場合には、原則どおり**法人格が必要**（法人の種類は問われない）

※個人立幼稚園が、『施設型給付を受ける個人立幼稚園』になるためには、子ども・子育て支援新制度がスタートする平成 27 年度に限って、みなし確認を受けた幼稚園のみ給付を受ける個人立幼稚園として運営できる。

※なお、消費税１０%の延期との関係については、子ども・子育て支援新制度は必要な財源確保に最大限努力しつつ予定通り平成 27 年４月から施行する方針である旨が示されている（菅官房長官定例記者会見、安倍内閣総理大臣各種テレビインタビュー等）。

②将来的に幼稚園から認定こども園へ移行しようと考えている場合

- 制度の共通認識として、法人格の有無に関わらず、事業者の意向等を踏まえて認可、認定される
- 需要が供給を上回っている場合は、原則認可、認定される（需要＞供給）
- 供給が需要を上回っている場合は、需要と都道府県計画で定める数（注）が供給を上回っている場合は、原則認可、認定される（需要＋都道府県計画で定める数（注）＞供給）

（注）5 か年計画において、既存の幼稚園・保育所の利用状況や移行の意向等を踏まえて設定（政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園については、政令市・中核市が定める市町村計画において設定）。その後の取扱いは未定

※『都道府県計画（5 か年計画）で定める数』とは、平成 27 年度より 5 か年の計画の中において需要に上乗せする数のことを指す。よって、需要に都道府県計画で定める数を合わせた数が、供給を上回るので、結果として供給過剰地域においても、事業者が移行を希望している場合は、原則認可、認定される。

③実際に幼稚園から認定こども園へ移行する場合

- 子ども・子育て支援法に基づき、施設の区分変更に伴い市町村より改めて「確認」の手続きが必要
- 平成 27 年度もしくは、平成 28 年度以降において移行する場合、取扱いは以下のとおりに異なるので留意する必要がある

〇宗教法人立の場合

- 法人格を有しているので、いつでも移行可能

〇個人立の場合

- 平成 27 年度に「みなし確認」を受け新制度へ移行した個人立幼稚園に限り、翌年度以降、幼稚園型認定こども園へ移行し市町村の「確認」を受け、引き続き給付を受けることが可能
- 平成 27 年度に別段の申し出を行った個人立幼稚園は、翌年度以降、幼保連携型認定こども園にのみ個人立のままで移行可能であり、いつでも市町村の「確認」を受けて給付を受けることが可能

④ 以上の①、②、③の内容を図式化すると以下のとおり

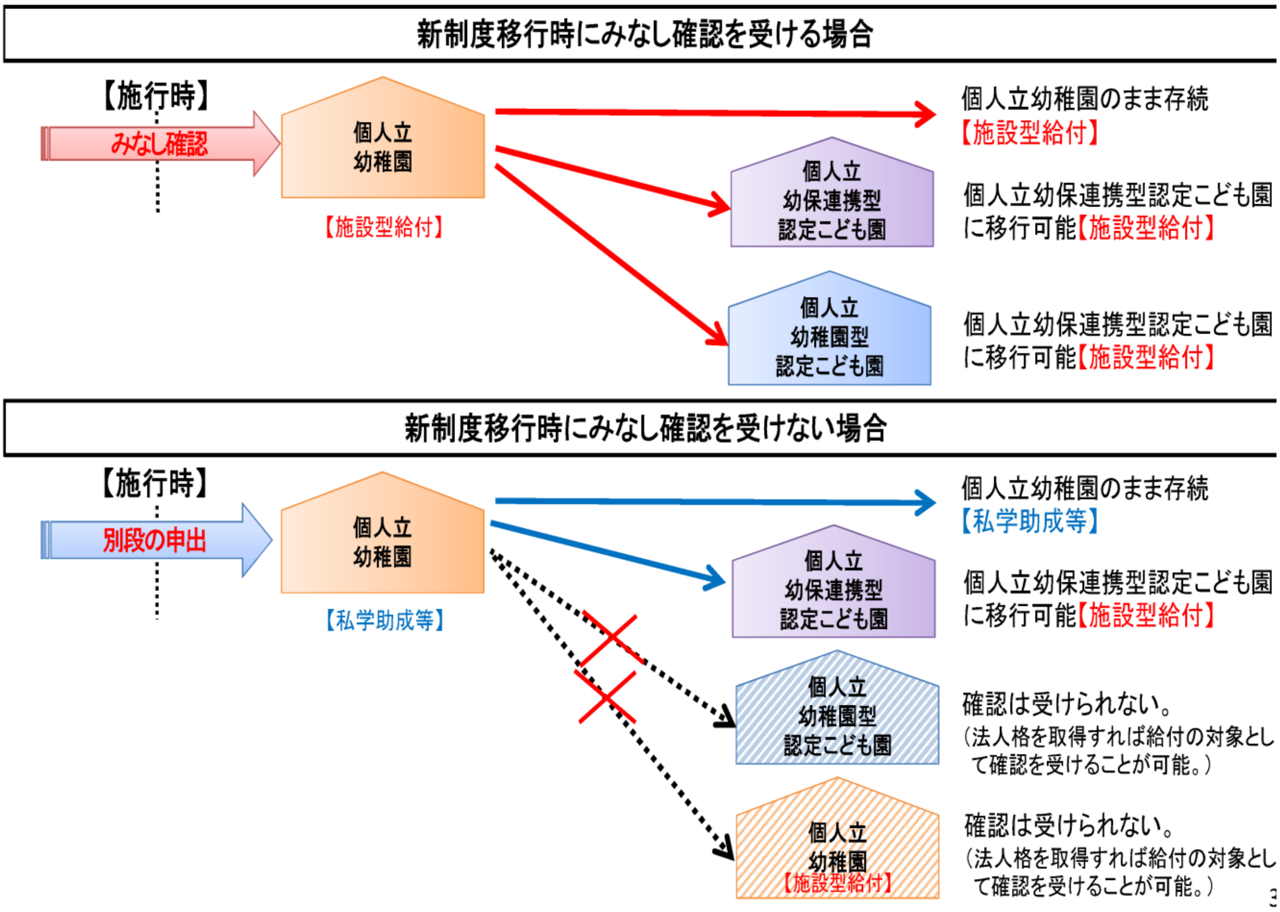

⑤施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分の留意点

・幼稚園の利用定員は、1 号認定子どものみ。1 号認定を受ければ、家庭状況によらず、満 3 歳以上の全ての子どもが利用可能。
・認定こども園は、1 号・2 号・3 号の全認定区分の利用定員を設定可能。
・満 3 歳以上の子どもは、1 号認定と 2 号認定を保護者が希望に応じて選択して申請することになっている。保護者が共働き家庭であったとしても、『2 号認定子ども』ということにはならないので留意する必要がある。
・1 号認定は、利用内定者について施設経由で市町村に申請。
・2 号・3 号認定は、保護者が市町村に申請し、市町村において保護者の希望・施設の空き状況・優先度（家庭状況等に応じた調整指数）などを踏まえた利用調整を実施。

⑥幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の基準等の比較

・公定価格（財政支援）の中で、幼保連携型認定こども園に移行したからといってインセンティブがつくということはない
・開園日、開園時間については、幼保連携型は、11 時間開園、土曜日の開園が原則（希望のない日時は弾力的な運用も可)。幼稚園型は、地域の実情に応じて設定することとなっている
・食事の提供については、2 号、3 号子どもに対しては、食事提供が義務であり、自園調理・調理室の設置が原則。満 3 歳以上（2 号認定子ども）は、現行の保育所と同じ要件により外部搬入を可能、満 3 歳未満（3 号認定子ども）は、外部搬入は認められず、原則どおり自園調理が必要。また、外部搬入を除く食事提供者が 20 人未満の場合、独立の調理室は不要（必要な調理設備で代替可）

⑦現行の納付金（幼稚園・認定こども園）から新制度の利用者負担への移行

・新制度では、市町村の定める基本負担額（国基準（上限）の範囲内で世帯所得等に応じて定める）を毎月徴収する
・現在の納付金の水準が高いなど、公定価格で賄えない費用がある場合は、各施設において教育・保育の質向上の対価として**特定負担額（上乗せ徴収）を徴収**することができる（市町村の事前協議・承認は不要。園則・運営規程に定める必要）
・逆に納付金の水準が、市町村の基本負担額を下回っている場合には、経過措置の適用により在園児については、基本負担額に代えて現在の低額の納付金水準を継続可能とするとともに、新規入園児については 1 号認定子どもに限り引き続き**経過措置の対象**となる。ただし、5 年経過時点で市町村の基本負担額に合せるよう努めることを基本に見直しが行われる方向
・入園料については、（１）**『入園受入準備費』**として入園料を徴収する方法、（２）**特定負担額（上乗せ徴収）**を入園時に徴収する方法が可能。ただし、（１）の方法については、新制度における運営基準の対象外なので、民事・消費者契約として引き続き、適切に運用する必要（**納付後の入園辞退時の返還は不要**）

※入園料の性質を考えた場合、『入園受入準備費』・『入園地位の対価』・『保育料の前納・施設設備費の前納・その他納付金の前納等』が考えられるが、新制度の中では、『入園地位の対価』として入園料を徴収することは想定していない。教育・保育の前納分として徴収する場合、納付後の入園辞退時は原則返還が必要。

⑧実費徴収に関する留意事項

・実費徴収の対象は以下のとおり

1）教材、学用品、制服、アルバム等

2）特別行事、園外活動等

3）1号認定子どもの給食（人件費の一部は公定価格の加算に含まれる）、2号子どもの主食

4）スクールバス（人件費の一部は公定価格の加算に含まれる）

5）その他施設の利用において通常必要な便宜に要する費用（PTA会費等）

※実費徴収は、その都度説明し保護者の同意（書面同意不要）が必要。また、対象となる項目を必ず徴収する必要はなく、各施設の判断によるものである。実費徴収は、園則に記載する必要はなく、教育・保育に係る費用として、消費税非課税（11月18日付け通知済み）。

以　上

◇子ども・子育て会議の資料・動画は内閣府ホームページでご覧になれます。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/